

ID: 1097

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	高額障害福祉サービス費の支給		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法 第33条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条第1項の規定による。 (高額障害福祉サービス費の支給)</p> <p>第33条 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス費を支給する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日